

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日)

## 目 次

◇ 規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

◇ 告 示 相互救済事業に係る昭和六十一年度の経営状況(総務管財課)

保険医等の登録(保険課)  
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

選挙管理委員会の招集

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中  
三柳第六団地

一六 一一、五〇〇円 を

三柳第六団地

八 二三、四〇〇円 に、

上粟島第一団地

二四 一一、九〇〇円 を

上粟島第一団地

一一 二三、三〇〇円 に改める。

別表の第二種県営住宅の表中

号	号
六	二〇、二〇〇円
一二	九、四〇〇円

一二	二〇、二〇〇円
----	---------

第四十二号	二	一〇、一〇〇円
第三十号ま	四	七、四〇〇円
第二十六号	四	七、四〇〇円
第二十二号	二	一四、七〇〇円
	四	七、〇〇〇円

を

に、

東浜第六団地

第五十一号から第五十六号までの住宅  
第六十三号から第七十四号までの住宅

東浜第六団地

高松第二団地

高松第四団地

高松第五団地

高松第二団地

高松第四団地

高松第五団地

第二十一号及び第二十三号からの住宅  
第二十七号からの住宅  
第三十一号からの住宅  
第二十一号及の住宅  
第二十三号からの住宅  
第二十七号からの住宅  
第三十一号からの住宅

を

四	一五、一〇〇円
二	一四、七〇〇円
四	一五、五〇〇円
四	一五、五〇〇円
一二	一〇、一〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和六十一年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和61年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

一 事 業 実 績

加入都道府県市区町村会員数

1,202

加 入 戸 数	866,993戸
共 済 契 約 金 額	2,947,134,130,000円
共 済 分 担 金	637,143,189円
罹 災 戸 数	359戸
災 害 共 済 金	206,049,681円
復興建築助成戸数	206戸
復興建築助成金	69,760,784円
防火・住宅施設改善助成会員数	227
防火・住宅施設改善助成金	50,902,365円
災害見舞戸数	681戸
災害見舞金	20,491,551円
2 収 支 計 算	
(1) 収 入	
共済分担金(過年度分を含む。)	637,694,351円
雑 収 入	104,948,129円
会 館 収 入	57,012,250円
合 計	799,654,730円
(2) 支 出	
事 業 費	372,020,887円
事 務 費	188,249,485円
会 館 管 理 費	53,459,178円
そ の 他 の 経 費	61,720,098円
小 計	675,449,648円
次 期 繰 越 収 支 差 額	124,205,082円
合 計	799,654,730円

鳥取県告示第六百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基つき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 村 栄 子	鳥業第六三五号	昭和六十二年六月二十九日
豊 嶋 直 美	鳥医第三、六〇四号	昭和六十二年七月四日
米 谷 康	鳥医第三、六〇五号	"
菅 沼 弘	鳥医第三、六〇六号	"
廣 畑 弘	鳥医第三、六〇七号	"
宮 崎 義 則	鳥医第三、六〇八号	"

鳥取県告示第六百六十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、

療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
土井 哲也	鳥国医第三、五七九号	昭和六十二年六月二十二日
友国 晃	鳥国医第三、五八〇号	"
野口 法保	鳥国医第三、五八一号	"
広兼 祐二	鳥国医第三、五八二号	"
宮崎 聡	鳥国医第三、五八三号	"
信谷 明宏	鳥国医第三、五八四号	"
宇都宮 克也	鳥国医第三、五八五号	"
西江 浩	鳥国医第三、五八六号	"
森脇 誠司	鳥国医第三、五八七号	"
山口 由美	鳥国医第三、五八八号	"

菅 沼 弘	鳥国医第三、六〇六号	"
米 谷 康	鳥国医第三、六〇五号	"
豊 嶋 直美	鳥国医第三、六〇四号	昭和六十二年七月四日
左 野 和彦	鳥国医第三、六〇一号	"
岸 本 昌宏	鳥国医第三、六〇〇号	"
松 嶋 永治	鳥国医第三、五九九号	"
岡 田 昭嗣	鳥国医第三、五九八号	"
山 家 仁	鳥国医第三、五九七号	"
加 藤 照美	鳥国医第三、五九六号	"
森脇 裕平	鳥国医第三、五九五号	"
高 橋 千寛	鳥国医第三、五九四号	"
兵 藤 透	鳥国医第三、五九三号	"
三 原 聡	鳥国医第三、五九二号	"
松 岡 等	鳥国医第三、五九一号	"
山 代 寛	鳥国医第三、五九〇号	"
豊 田 暢彦	鳥国医第三、五八九号	"

廣 畑 弘	鳥国医第三、六〇七号	〃
宮 崎 義 則	鳥国医第三、六〇八号	〃
山 本 中	鳥国薬第六三一号	昭和六十二年六月十八日
由比濱 美 和	鳥国薬第六三二号	昭和六十二年六月十九日
岩 田 かおり	鳥国薬第六三三号	〃
細 井 郁 子	鳥国薬第六三四号	〃
岡 村 栄 子	鳥国薬第六三五号	昭和六十二年六月二十九日
尾 崎 紀 之	鳥国歯第五一四号	昭和六十二年六月二十二日
山 本 和 成	鳥国歯第五一五号	〃
福 本 潤 二	鳥国歯第五一六号	〃
福 岡 昌 子	鳥国歯第五一七号	〃
安 藤 修 二	鳥国歯第五一八号	〃

**鳥取県告示第六百六十五号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
 る。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字明之目八三四の五から八三四の七まで・八三  
 四の一〇・八三四の一三・八三五の二・八三五の一〇・八三五の一二（  
 以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町  
 役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第六百六十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年八月十四日から二週間鳥取県土木部道路  
 課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	変更	
		前後別	(メートル) 敷地の幅員 (メートル) 延長
新見日南線	日野郡日南町下石見字上ノ原一四一九一―地先から同町下石見字河合一三二九地先まで	変更前	八・五〇
		変更後	八・五〇
猪子原上石見停車場線	日野郡日南町三吉字表ノ前三六〇―地先から同町下石見字上ノ原道下タ一二九四―地先まで	変更前	四・一〇
		変更後	九・五〇

鳥取県告示第六百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年八月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
新見日南線	日野郡日南町下石見字上ノ原一四一九一―地先から同町下石見字河合一三二九地先まで	昭和六十二年八月十四日
猪子原上石見停車場線	日野郡日南町三吉字表ノ前三六〇―地先から同町下石見字上ノ原道下タ一二九四―地先まで	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
中井 定利 後援会	杉谷 昭川口	房蔵	西伯郡日吉津村大字日吉津九〇八―五	昭和六十二年六月九日	その他政治団体
北邑 芳夫 後援会	山本 義勝	田中 徳則	岩美郡国府町大字麻生三八一―一〇	昭和六十二年六月十五日	
山本 良一 後援会	岸本 一寿	村川 純一	岩美郡国府町大字神垣一四四	昭和六十二年六月十五日	
野田 修 後援会	定久 愿範	山本登三男	岩美郡国府町大字玉鉢七〇―七	昭和六十二年六月十九日	
漆原よしはる 後援会	木下 敏明	山根 勇	岩美郡国府町大字宮下二五八―七	昭和六十二年六月二十三日	
漆原 康夫 後援会	中河 卓二	米谷 勘一	岩美郡国府町大字中郷二七	昭和六十二年六月二十四日	
山本 富好 後援会	湯谷 聖司	湯村喜美雄	岩美郡国府町大字荒舟六七	昭和六十二年六月二十四日	
日吉津政道之会	石川 武春	吉岡 正之	西伯郡日吉津村大字日吉津三九四	昭和六十二年六月二十六日	

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
日本行政書士政治連盟鳥取支部	主たる事務所の所在地	鳥取市西町二丁目四一九	鳥取市元町一四四	昭和六十一年六月四日	その他政治団体
松井良孝後援会	〃	倉吉市清谷六〇七一	倉吉市清谷六六二一四	昭和六十二年六月十日	〃
幡野義行後援会	会計責任者の氏名	幡野裕美子	堀田 祐氏	昭和六十二年六月三十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部	大田 保雄	大田 保雄	鳥取市秋里九六八一三	昭和六十二年六月二十九日	政党
こだま会	多賀 豊美	石井 融	鳥取市吉成五一〇	昭和六十一年六月十二日	その他政治団体
鳥田充青年部冬夏会	岡野 勝義	河本 誠友	倉吉市東昭和町三二二	昭和六十二年六月二十七日	〃
鳥田充婦人部学生会	岡野 峯子	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年八月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	この表 報告年月日	政治団体の名称	この表 報告年月日
こだま会	昭和62年6月12日	鳥田充青年部冬夏会	昭和62年6月27日
収入・支出の総額	(昭和62年6月10日解散)	収入・支出の総額	(昭和62年5月31日解散)
1 収入総額	0円	収入・支出の総額	0円
2 支出総額	0円		

<p>政治団体の名称 <b>鳥田充婦人部弥生会</b></p> <p>報告年月日 昭和62年 6月27日 (昭和62年 5月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>備品・消耗品費 2,600円</p> <p>合 計 2,600円</p>	<p><b>鳥取県選挙管理委員会告示第八十号</b></p> <p>昭和六十二年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。</p> <p>昭和六十二年八月十四日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫</p> <p>一 日時 昭和六十二年八月十七日(月)午前十一時</p> <p>二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室</p> <p>三 議題</p> <p>1 明るい選挙推進月間の事業計画について</p> <p>2 青年リーダー研修会について</p>
<p>政治団体の名称 <b>自由民主党鳥取県 桜会支部</b></p> <p>報告年月日 昭和62年 6月29日 (昭和62年 6月29日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 2,600円</p> <p>2 前年繰越額 2,600円</p> <p>1 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 2,600円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>経常経費</p>		